

福井県警察官の昇任に関する訓令

平成10年12月10日
福井県警察本部訓令第18号

改正

平成12年4月7日本部訓令第13号 平成13年4月20日本部訓令第19号 平成14年4月28日本部訓令第22号
平成15年4月23日本部訓令第12号 平成17年4月28日本部訓令第29号 平成18年5月1日本部訓令第34号
平成19年6月25日本部訓令第30号 平成24年5月2日本部訓令第13号 平成25年1月23日本部訓令第1号
平成26年7月10日本部訓令第34号 平成27年1月8日本部訓令第1号 平成28年3月29日本部訓令第42号
平成29年5月9日本部訓令第20号 平成31年4月18日本部訓令第15号 令和2年3月4日本部訓令第5号
令和4年3月11日本部訓令第9号 令和5年3月13日本部訓令第16号 令和6年2月27日本部訓令第1号
令和6年3月15日本部訓令第14号 令和7年4月24日本部訓令第26号

福井県警察官の昇任に関する訓令を次のように定める。

福井県警察官の昇任に関する訓令

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 昇任制（第3条―第5条）
- 第3章 警察官昇任管理委員会（第6条―第10条）
- 第4章 選抜昇任制（第11条―第14条）
- 第5章 試験昇任制（第15条―第21条）
- 第6章 選考昇任制（第22条―第27条）
- 第7章 雑則（第28条―第35条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び職員の任用に関する規則（昭和57年福井県人事委員会規則第6号）に規定するもののほか、福井県警察の警察官（以下「警察官」という。）の昇任に関し必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる昇任制の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 選抜昇任制 勤務成績が優秀で、専門的実務能力が極めて高く日常の勤務を通じてその能力が実証され、かつ、幹部適性に秀でた者を試験によらないで登用する制度をいう。
- (2) 試験昇任制 勤務成績が優良で、かつ、幅広い知識を有し優れた実務能力を有する者を一般試験により、勤務成績が優良で、かつ、高度な専門的実務能力を有する者を専門試験によりそれぞれ登用する制度をいう。
- (3) 選考昇任制 長年組織に貢献し、かつ、勤務成績が優良な者を試験によらないで登

用する制度をいう。

第2章 昇任制

(昇任)

第3条 巡査部長、警部補及び警部の階級への昇任は、選抜昇任制、試験昇任制又は選考昇任制によるものとし、昇任候補者名簿に登載された昇任候補者のうちからそれぞれの階級に昇任させる。

2 警視の階級への昇任制は、別に定める。

(各昇任制の実施順序及び受験の機会)

第4条 前条第1項に掲げる各昇任制の実施は、それぞれの特性を効果的に発揮するため、選抜昇任制、試験昇任制、選考昇任制の順に行う。

2 選抜昇任制において昇任候補者とならなかった者は、資格基準に応じて、試験昇任制による試験を受験することができるものとし、選考昇任制の対象になり得る。

3 試験昇任制については、受験資格基準に応じて一般試験又は専門試験のいずれかを選択できる。

4 試験昇任制において昇任候補者とならなかった者は、資格基準に応じて、選考昇任制の対象になり得る。

(昇任の特例)

第5条 次の各号の一に該当する警察官は、前条の規定に関わらず一階級上位の階級に昇任させることができる。ただし、第1号又は第2号に該当する者のうち死亡した者については、その者を二階級上位の階級に昇任させることができる。

(1) 公務上の負傷又は疾病により死亡し、又は重度の身体障害となった者

(2) 生命を賭して職務を遂行し、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号）に規定する警察勲功章、警察功労章又は警察功績章を授与された者

(3) 永年勤続して退職する者又は60歳に達した警部若しくは警部補の階級にある者で、かつ、在職中の勤務成績が優良と認められる者

(4) 極めて顕著な功勞により本県警察の威信を高めた者

2 前項ただし書きの規定による死亡した者の昇任は、その者の生前の日にさかのぼって行う。

第3章 警察官昇任管理委員会

(委員会の設置)

第6条 適正かつ公平な昇任管理を行うため、警察本部、各部及び各所属のそれぞれに警察官昇任管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織系統は、別表第1のとおりとする。

(本部委員会)

第7条 警察本部に置く委員会（以下「本部委員会」という。）は、委員長（以下「本部長」という。）、副委員長（以下「本部副委員長」という。）及び委員（以下「本部委員」という。）をもって組織し、本部長には警察本部長を、本部副委員長には警務部長を、本部委員には警務部長を除く各部長、首席監察官、警察学校長及び警務部警務課長をもって充てる。ただし、本部長が必要と認めるときは、他の者を本部委員に指名することができる。

- 2 本部委員長に事故があるときは、本部副委員長が本部委員長を代理する。
- 3 本部委員長は、昇任審査を行うため必要があると認めるときは、適任者を選任し、委員会の事務を補助させることができる。
- 4 本部委員会の庶務は、警務部警務課において処理する。
(部委員会)

第8条 各部に置く部名を冠した委員会（以下「部委員会」という。）は、委員長（以下「部委員長」という。）、副委員長（以下「部副委員長」という。）及び委員（以下「部委員」という。）をもって組織し、部委員長には当該部長を、部副委員長には当該部の庶務担当課長を、部委員には当該部の庶務担当課長を除く各所属長をもって充てる。ただし、部委員長が必要と認めるときは、他の者を部委員に指名することができる。

- 2 部委員会の庶務は、当該部の庶務担当課において処理する。
(所属委員会)

第9条 各所属に置く所属名を冠した委員会（以下「所属委員会」という。）は、委員長（以下「所属委員長」という。）及び委員（以下「所属委員」という。）をもって組織し、所属委員長には当該所属長を、所属委員には警部（同相当職を含む。）以上の者のうちから所属委員長の指名する者をもって充てる。
(委員会の任務)

第10条 本部委員会は、第3条に規定する昇任に関し審査を行い、昇任候補者を決定することを任務とする。

- 2 部委員会は、選抜昇任制において、所属委員会から上申のあった者について、専門的実務能力及び幹部適性を審査し、本部委員会に推薦する者を決定することを任務とする。
- 3 所属委員会は、選抜昇任制の適格者を部委員会に上申し、選考昇任制の適格者を本部委員会に推薦するほか、試験昇任制の受験希望者について本部委員会に報告することを任務とする。

第4章 選抜昇任制

(選抜昇任制の種別)

第11条 選抜昇任制の種別は、巡査部長昇任選抜、警部補昇任選抜及び警部昇任選抜とする。

(選抜資格基準)

第12条 昇任選抜の対象となる者の資格基準は、別表第2のとおりとする。

(選抜昇任制の手続)

第13条 所属委員会は、前条の資格基準に該当し、適格性が認められる者があるときは、昇任選抜上申書（別記様式第1号）により専門部門を所管する部委員会に上申する。

- 2 前項の専門部門は、生活安全部門、刑事部門、交通部門及び警備部門とする。
- 3 部委員会は、第1項の規定により所属委員会から上申のあった者の専門的実務能力及び幹部適性について審査し、適格性が認められる者を選定して昇任選抜推薦書（別記様式第2号）により本部委員会に推薦する。

(選抜審査)

第14条 本部委員会は、部委員会から昇任選抜の推薦のあった者について書面審査及び面接を行う。

- 2 書面審査は、勤務成績、専門的実務能力、幹部適性等を総合的に評定する。
- 3 前項の書面審査を行った結果、適格性が認められる者について面接を行い、人物及び幹部適性について評定する。
- 4 面接官は、別表第3のとおりとする。
- 5 本部委員長は、第2項又は第3項の審査に当たり必要と認めるときは、推薦した部委員長以外の部委員長から意見を聴取することができる。
- 6 昇任選抜の評定基準は、本部委員長が別に定める。

第5章 試験昇任制

(試験昇任制の種別及び区分)

第15条 試験昇任制の種別は、巡查部長昇任試験、警部補昇任試験及び警部昇任試験とし、それぞれ一般試験及び専門試験に区分する。

- 2 昇任試験は、予備試験、第一次試験及び第二次試験により行う。
- 3 本部委員長は、必要があると認めるときは、前項に規定する試験の一部を省略し、又は試験の内容を変更することができる。

(受験資格基準)

第16条 昇任試験の受験資格基準は、別表第4及び別表第5のとおりとする。ただし、専門試験については、専門部門の実務経験を問わない。

- 2 警察庁、管区警察局、管区警察学校、他都道府県警察、県等への出向者（以下「出向者」という。）で前項の資格を有する者が受験を希望する場合は、受験させることができる。

(試験昇任制の手続)

第17条 昇任試験の受験希望者は、所属委員会にその旨を申し出るものとする。

- 2 所属委員会は、前項の申出を受けたときは、昇任試験受験希望者名簿（別記様式第3号）を作成し、本部委員会に報告しなければならない。

(予備試験)

第18条 予備試験は、択一式の問題により行う。

- 2 次の各号の一に該当する者について、予備試験を免除する。ただし、第2号の規定による免除は帰国後1年間とし、第3号の規定による免除は出向後又は受験資格取得後2年間とする。

- (1) 前回の昇任試験で第一次試験に合格した者
- (2) 在外公館派遣歴及び長期（2年以上）の国際協力の経歴（JICA等への派遣歴）を有する者
- (3) 千葉県警察成田国際空港警備隊への特別出向者又は東日本大震災に伴う被災県警察への特別出向者
- (4) 本部委員長が免除することが相当と認める者

- 3 予備試験実施基準は、別表第6のとおりとする。

(第一次試験)

第19条 第一次試験は、予備試験に合格した者及び前条第2項の規定により予備試験を免

除された者に対して行う。

- 2 第一次試験は、筆記試験によることとし、その実施基準については、別表第8及び別表第9のとおりとする。

(第二次試験)

第20条 第二次試験は、第一次試験に合格した者に対して行う。

- 2 第二次試験は、口述試験、術科試験及び適性審査とし、口述試験の面接官並びに術科試験の試験官及び補助官は、別表第3のとおりとする。
- 3 口述試験は、第一次試験の科目について行い、併せて幹部としての適格性について、人物及び能力を評定する。
- 4 術科試験は、次の各号について行う。
 - (1) 点検、礼式及び教練
 - (2) 拳銃操法
 - (3) 逮捕術
- 5 適性審査は、本部委員長が実施の都度定める。

(評定)

第21条 第一次評定は、筆記試験及び福井県警察職員の人事評価に関する訓令（令和元年福井県警察本部訓令第29号）による過去3年間の勤務成績で行う。

- 2 第二次評定は、口述試験、術科試験、第一次評定、技能資格、表彰、出向・派遣歴及び特練員の実績により総合的に行う。
- 3 前項に規定する技能資格、表彰、出向・派遣歴及び特練員の実績は、別表第10に該当する基準点の合計点数を、上限5点まで、評価する。ただし、その他本部委員長が認めるものについては、評価するものとする。
- 4 昇任試験の評定基準は、別表第11のとおりとする。

第6章 選考昇任制

(選考昇任制の種別)

第22条 選考昇任制の種別は、巡查部長昇任選考、警部補昇任選考及び警部昇任選考とする。

- 2 前項に規定する選考は、本部委員長が必要があると認める場合に実施する。

(選考資格基準)

第23条 昇任選考の対象となる者の資格基準は、別表第12のとおりとする。

(選考昇任制の手続)

第24条 所属委員会は、前条の資格基準に該当し、適格性が認められる者があるときは、本部委員長が別に定める推薦枠内で、昇任選考推薦者名簿（別記様式第5号）により本部委員会に推薦するものとする。

第25条 本部委員会は、所属委員会から推薦のあった者について、第一次選考及び第二次選考を行う。

- 2 本部委員長は、必要があると認めるときは、前項に規定する選考の一部を省略し、又は選考の内容を変更することができる。

(第一次選考)

第26条 第一次選考は、書面審査とする。

2 前項の書面審査は、勤続年数、在級年数、勤務成績、幹部適性等を総合的に評定する。
(第二次選考)

第27条 第二次選考は、第一次選考に合格した者に対して行う。

2 第二次選考は、課題論文及び面接とする。

3 前項の面接は、幹部としての適格性について、人物及び能力を評定するものとする。

4 面接官は、別表第3のとおりとする。

5 第二次選考の評定は、課題論文及び面接結果並びに第一次選考結果を併せて総合的に
行うものとする。

6 昇任選考の評定基準は、本部委員長が別に定める。

第7章 雑則

(実施の通知)

第28条 本部委員長は、各昇任制を実施しようとするときは、その種別、日時、場所その他必要な事項を所属委員長に通知する。

(基準日等)

第29条 各昇任制の資格基準の基準日(以下「基準日」という。)は、各昇任制実施年度の4月1日とする。ただし、本部委員長が必要があると認める場合は、基準日を変更することができる。

2 出向者の出向期間は、在級年数に算入する。

3 育児休業の期間は、当該育児休業の期間のうち1年を在級年数に算入する。この場合において、当該育児休業の期間が1年未満のものについては、当該期間を在級年数に算入する。

4 休職、停職、病気休暇(30日以上連続のものに限る。)、自己啓発等休業及び配偶者同行休業の期間は、在級年数に含まないものとする。

5 他都道府県警察での勤務歴を有する者(出向帰県者を除く。)の当該都道府県警察での勤務年数は、巡査の在級年数に算入する。

(欠格事項)

第30条 次の各号の一に該当する者は、本部委員長が特に認めた場合を除き、昇任試験の受験者並びに昇任選抜及び昇任選考の対象者から除く。

(1) 基準日において年齢が59歳以上で、警部補の階級にある者

(2) 基準日前1年以内に懲戒処分を受けた者

(3) 柔道又は剣道の段級位が初段に満たない者

(4) 基準日において他都道府県警察での勤務歴を有する者(出向帰県者を除く。)で、採用後1年に満たない者

(5) 第33条の規定により各昇任制の資格を喪失している者

(6) 降任した者で、降任事由消滅報告書が受理されていない者

(7) 休職中の者

(8) 年次休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇中の者

(9) 育児休業中の者

(10) 自己啓発等休業中の者

(11) 配偶者同行休業中の者

(合格者の決定)

第31条 本部委員会は、各昇任制の合格者について、次の各号に掲げる内容を基に、合議により決定する。

- (1) 選抜昇任制は、書面審査結果及び面接結果
- (2) 試験昇任制は、第二次評定結果及び適性審査結果
- (3) 選考昇任制は、第二次選考の評定結果

(昇任候補者名簿の作成)

第32条 本部委員会は、前条の合格者が決定した場合においては、昇任候補者名簿（別記様式第6号）を作成する。

(不正行為による合格の無効等)

第33条 本部委員長は、昇任選抜、昇任試験及び昇任選考において不正があったときは、その全部又は一部を無効とすることができる。

- 2 本部委員長は、昇任試験の受験者及び昇任選考の対象者が不正を行ったときは、その試験等を中止させ、又は合格を無効とすることができる。
- 3 前2項の不正を行った者は、不正発覚の日から2年間、各昇任制の資格を有することができない。

(合格の取消し)

第34条 本部委員長は、各昇任制に合格した者が懲戒処分を受けたとき、若しくは幹部としてふさわしくない非行があったとき、又は心身の故障のため職務の遂行に支障があると認められるときは、合格を取り消すことができる。

(細部事項)

第35条 この訓令の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成11年1月1日から施行する。

(試験昇任制の予備試験免除の経過措置)

- 2 旧訓令の規定により平成10年4月1日からこの訓令施行の日までに行われた昇任試験において巡查部長昇任試験、警部補昇任試験又は警部昇任試験の第一次試験に合格した者は、この訓令施行後最初に行われる巡查部長昇任試験、警部補昇任試験又は警部昇任試験を受験する場合に限り、この訓令第18条第2項第1号の規定による前回の昇任試験で第一次試験に合格した者とみなす。

(昇任候補者名簿の経過措置)

- 3 旧訓令第25条の昇任候補者名簿に登録されている者でこの訓令の施行日において昇任していない者は、この訓令第32条に規定する昇任候補者名簿に登録する。

附 則（平成12年4月7日福井県警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成12年4月7日から施行する。

附 則（平成13年4月20日福井県警察本部訓令第19号）

この訓令は、平成13年4月20日から施行する。

附 則（平成14年5月28日福井県警察本部訓令第22号）

この訓令は、平成14年5月28日から施行する。

附 則（平成15年4月23日福井県警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成15年4月23日から施行する。

附 則（平成17年4月28日福井県警察本部訓令第29号）

この訓令は、平成17年4月28日から施行する。

附 則（平成18年5月1日福井県警察本部訓令第34号）

この訓令は、平成18年5月1日から施行する。ただし、第30条の改正規定及び別表第10の改正規定については、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月25日福井県警察本部訓令第25号）

この訓令は、平成19年6月25日から施行する。

附 則（平成24年5月2日福井県警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成24年5月2日から施行する。

附 則（平成25年1月23日福井県警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成25年1月23日から施行する。

附 則（平成26年7月10日福井県警察本部訓令第34号）

この訓令は、平成26年7月10日から施行する。

附 則（平成27年1月8日福井県警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日福井県警察本部訓令第42号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月9日福井県警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成29年5月9日から施行する。

附 則（平成31年4月18日福井県警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成31年4月18日から施行する。

附 則（令和2年3月4日福井県警察本部訓令第5号）

この訓令は、令和2年3月4日から施行する。

附 則（令和4年3月11日福井県警察本部訓令第9号）

この訓令は、令和4年3月11日から施行する。

附 則（令和5年3月13日福井県警察本部訓令第16号）

この訓令は、令和5年3月13日から施行する。

附 則（令和6年2月27日福井県警察本部訓令第1号）

この訓令は、令和6年3月1日から施行する。

附 則（令和6年3月15日福井県警察本部訓令第14号）

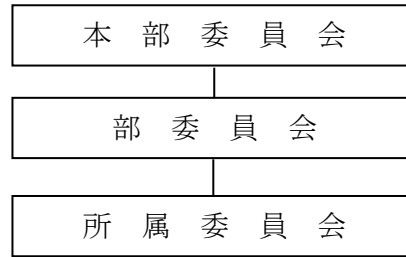
この訓令は、令和6年3月21日から施行する。

附 則（令和7年4月24日福井県警察本部訓令第26号）

この訓令は、令和7年4月24日から施行する。

別表第1（第6条関係）

警察官昇任管理委員会の組織系統



別表第2（第12条関係）

昇任選抜の資格基準

巡査部長	警部補	警部
巡査在級4年以上かつ 現階級での専門部門の実務 経験3年以上	巡査部長在級4年以上かつ 現階級での専門部門の実務 経験3年以上	警部補在級4年以上かつ 現階級での専門部門の実務 経験3年以上
上記の基準に該当し、勤務成績が優秀で、専門的実務能力が極めて高く、かつ、幹部適性に秀でた者		

別表第3（第14条、第20条、第27条関係）

各昇任制の面接官等一覧

区分	昇任選抜 昇任選考		昇任試験						
	巡査部長 警部補	警部	一般試験			専門試験			
			巡査部長	警部補	警部	巡査部長	警部補	警部	
面接官	警察本部長	○			○			○	
	警務部長	○	○			○		○	
	生活安全部長					○		○ 選択した 専門部門 の主管部 長	
	刑事部長					○			
	交通部長					○			
	警備部長					○			
	首席監察官					○		○	
	警務課長	○	○	○	○	○	○	○	
	生活安全企画課長			○	○		○ 選択した専門部 門の庶務担当課 長及び事件担当 課長等		
	刑事企画課長			○	○				
	交通企画課長			○	○				
	公安課長			○	○				
監察課長			○	○		○	○		
術科 試験官	警察学校長			○	○	○	○	○	
備考	1 ○印は、担当する面接官等を示す。 2 本部委員長が必要と認めるときは、面接官等を変更することができるものとする。								

別表第4（第16条関係）

一般試験の受験資格基準

	巡 査 部 長	警 部 補	警 部
大 学 卒	巡査在級2年以上	巡査部長在級2年以上	警部補在級4年以上
短大卒等	巡査在級3年以上	巡査部長在級3年以上	
そ の 他	巡査在級4年以上	巡査部長在級4年以上	

注：「短大卒等」とは、学校教育法に定める短期大学、高等専門学校を卒業した者（同法に定める専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）及び大学中退者のうち大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者をいう。専門試験も同じ。

別表第5（第16条関係）

専門試験の受験資格基準

	巡 査 部 長	警 部 補	警 部
大 学 卒	巡査在級8年以上 かつ年齢35歳以上	巡査部長在級8年以上 かつ年齢40歳以上	警部補在級8年以上 かつ年齢45歳以上
短大卒等	巡査在級10年以上 かつ年齢35歳以上		
そ の 他	巡査在級12年以上 かつ年齢35歳以上		

別表第6（第18条関係）

一般・専門試験の予備試験実施基準

科目	試験の種類		巡査部長	警部補	警部	(備考)
法学Ⅰ	憲 法		5題	5題	5題	1 試験時間は、1 20分とする。 2 行政法には、警 察法及び警察官職 務執行法を含む。
	行 政 法		6題	6題	6題	
法学Ⅱ	刑 法		5題	5題	5題	
	刑事訴訟法		6題	6題	6題	
警務警察（社会常識を含む。）			4題	4題	4題	
警察実務	生活安全警察	防犯・保安	4題	4題	4題	
		地 域	4題	4題	4題	
	刑 事 警 察	4題	4題	4題		
	交 通 警 察	4題	4題	4題		
	警 備 警 察	4題	4題	4題		
	サイバー警察	4題	4題	4題		
合 計 出 題 数			50題	50題	50題	

別表第7 削除

別表第8（第19条関係）

一般試験の筆記試験実施基準

試験の種類		巡査部長	警部補	警部	(備考) 1 試験時間は、1科目につき50分とする。 2 行政法には、警察法及び警察官職務執行法を含む。 3 警務警察には、警察管理を含む。	
法学Ⅰ	憲法	100点	100点	100点		
	行政法					
法学Ⅱ	刑法	100点	100点	100点		
	刑事訴訟法					
警務警察（社会常識を含む。）		100点	100点	100点		
警察実務	生活安全警察	防犯・保安	100点	100点		100点
		地域				
	刑事警察	100点	100点	100点		
	交通警察	100点	100点	100点		
警備警察	100点	100点	100点			
合計点数		700点	700点	700点		

別表第9（第19条関係）

専門試験の筆記試験実施基準

試験の種類		巡査部長	警部補	警部	(備考) 1 法学Ⅰ・Ⅱ、警務警察の試験時間は、1科目につき50分とする。 2 行政法には、警察法及び警察官職務執行法を、警務警察には、警察管理を含む。 3 警察実務は、1科目選択で、試験時間は100分とする。 4 生活安全警察には、地域警察を含む。
法学Ⅰ	憲法	100点	100点	100点	
	行政法				
法学Ⅱ	刑法	100点	100点	100点	
	刑事訴訟法				
警務警察（社会常識を含む。）		100点	100点	100点	
警察実務	生活安全警察	1科目 選択	1科目 選択	1科目 選択	
	刑事警察				
	交通警察	200点	200点	200点	
	警備警察				
合計点数		500点	500点	500点	

別表第10（第21条関係）

技能資格、表彰、出向・派遣歴及び特練員の実績の評価対象及び基準点

種別	基準点		備考
柔道・剣道	参段	四段以上	警察審査、講道館、剣道連盟の資格別を問わない。
	0.5点	1.0点	
術科技能検定	逮捕術上級かつ拳銃上級		
	1.0点		
鑑識技能検定	総合上級		

	0.5点		
サイバー犯罪等 対処能力検定	中級	上級	
	1.0点	2.0点	
サイバー担当官等	サイバー担当官	サイバー指導官	サイバー専門官
	0.5点	1.0点	1.0点
通信指令技能検定	中級	上級	
	0.5点	1.0点	
英語検定	2級	準1級以上	1 英語検定については、財団法人日本英語検定協会による実用英語検定資格のみを対象とする。 2 TOEICについては、基準日前2年以内の最高得点を評価の対象とし、550点以上を2級、750点以上を準1級以上とみなす。
	1.0点	2.0点	
指定通訳官	1.0点		
情報処理能力検定	中級	上級	
	0.5点	1.0点	
その他警察業務運営上必要な各種国家試験免許等 <input type="checkbox"/> 簿記（2級以上取得者） <input type="checkbox"/> 自動車整備士 <input type="checkbox"/> 情報処理技術者（応用情報技術者以上取得者） <input type="checkbox"/> 公認心理師 <input type="checkbox"/> 第一種衛生管理者又は衛生工学衛生管理者 <input type="checkbox"/> 甲種危険物取扱者	1種類 1.0点		国家試験免許等は、制限列举とする。複数の免許等を取得している場合でも、上限は1.0点とする。

種 別	基準点	備 考
警 察 庁 長 官 表 彰	3.0点	1 基準日前3年以内の表彰を対象とする。 2 同一の功勞により複数の表彰を受賞したときは、最も高い基準点を加点することとし、重複して加点しない。
中 部 管 区 警 察 局 長 表 彰	2.0点	
福井県警察本部長賞詞(永年勤続表彰を除く。)	2.0点	
本部長賞誉等	<ul style="list-style-type: none"> 福井県警察本部長賞誉 福井県警察本部長即賞 警察庁課長以上の表彰 中部管区警察局部長以上の表彰 中部管区機動隊訓練成績優秀として授与される中部管区警察学校長表彰 他の管区局、都道府県警察から授与される賞誉以上の表彰 	1.0点
	<ul style="list-style-type: none"> 福井県警察本部長賞 	0.5点

種 別	基 準 点		備 考
出向・派遣歴	1年以上 2年未満	2年以上	1 技能資格のうち英語検定加点対象者で国際警察センターへの語学研修歴を有する者は、基準点の高いもの又はいずれか一方を対象とする。 2 出向・派遣中の者については、出向・派遣の日から基準日までの期間を対象とする。
	0.5点	1.0点	

種 別	基 準 点	備 考
特練員の実績	管区規模以上の部内大会において、団体又は個人競技で入賞した者	1 特練員とは、柔道、剣道、逮捕術、拳銃及び白バイの各指定員をいう。 2 加点対象となる入賞は、試験実施の前年度から基準日前日までのものとする。
	1.0点	

別表第11（第21条関係）

昇任試験の評定基準

評価項目 試験の種類	予備評定	第一次評定		第二次評定			
	予備試験 (択一式)	筆記試験	勤務成績	口述試験	術科試験	第一次評定	技能資格表彰等
巡査部長	100%	90%	10%	40%	5%	50%	5%
警部補	100%	85%	15%	45%	5%	45%	5%
警部	100%	80%	20%	50%	5%	40%	5%

別表第12（第23条関係）

昇任選考の資格基準

巡 査 部 長	警 部 補	警 部
巡査在級18年以上 かつ年齢42歳以上	巡査部長在級10年以上 かつ年齢50歳以上	警部補在級年数及び年齢については、その都度本部委員長が定めるものとする。
上記の基準に該当し、かつ、勤務成績の優良な者		

様式省略